ペットフードの安全確保のために

令和元年10月21日(月)





農林水產省消費·安全局 畜水產安全管理課

目次

- ペットフード安全法の概要
- ペットフードの基準・規格
 - > 表示の基準
 - > 製造方法の基準
 - > 成分の規格
- 野生獣肉を利用したペットフードに関する注意事項

ペットフード安全法の概要①

【目的】

愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。

このために、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行う。

【対象となるペット】 <u>犬・猫</u>

【規制されるペットフードの範囲】 ペットの栄養に供するもの

総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガム等も含まれます。

【事業者の責務】

製造業者、輸入業者、販売業者は、ペットフードの安全性の確保について第一義的責任を有す。 事業者の皆さんがペットフート



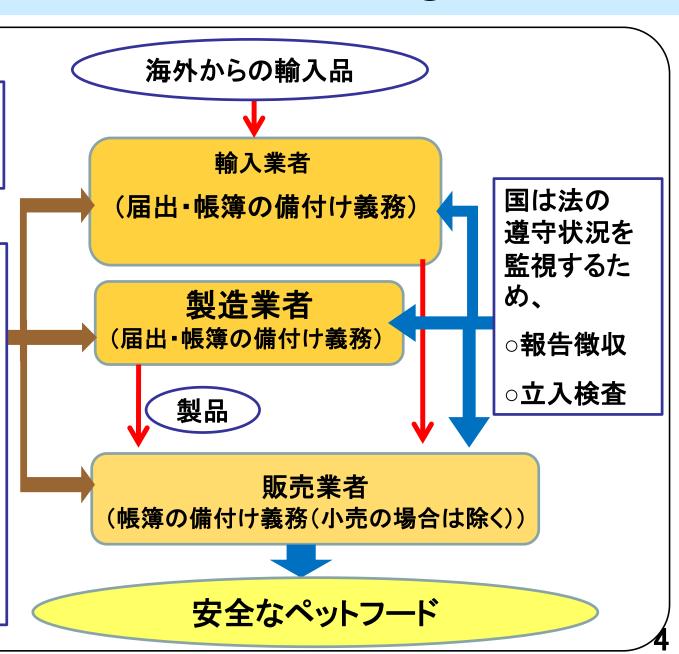
3

ペットフード安全法の概要②

国は製造方法等の 基準・成分の規格を 設定

П

- ○基準・規格に合わないペットフードの 製造等を禁止
- ○有害な物質を含む ペットフードの製造 等を禁止
- ○健康被害防止のためのペットフードの廃棄等の命令



ペットフード安全法の概要③

<規制対象となる事業者>

〇:対象、 ×:対象外





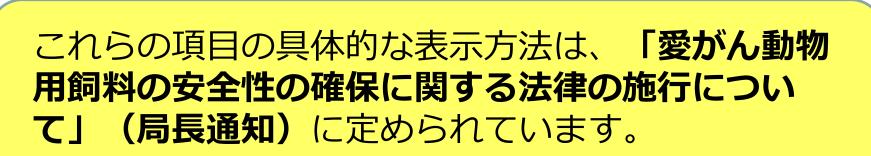
事業者の種類	事業者としての 届 出	帳簿の備付け	報告の徴収、 立入検査
製造業者			
輸入業者			
卸売業者 販売業者に 販売する業者	×		
小売業者 消費者に 販売する業者	×	×	o • O

いずれの事業者も立入検査の対象になります。

ペットフードの基準・規格①~表示の基準~

- 1 販売用愛玩動物用飼料の名称
- 2 原材料名
- 3 賞味期限
- 4 製造業者、輸入業者及び販売 業者の氏名又は名称及び住所







(参考)ペットフードにおける表示の全体像

ペットフード安全法による表示基準により表示される事項とともに、公正競争規約により表示される事項を合わせると、ペットフードに表示される事項は以下のとおり

- ①名称
- ②原材料名
- ③賞味期限
- ④事業者名及び住所
- ⑤原産国名
- **⑥目的**(例:成犬用総合栄養食)
- ⑦内容量(例:2 kg)
- 8給与方法
- 9成分(たん白質〇%、脂肪〇%、粗繊維〇%等)

ペットフード安全法 により義務化

公正競争規約 により表示

(参考)ペットフード安全法以外の表示の規制

《ペットフード安全法以外の表示の規制の例》

ペットフード中に含まれる成分やラベルの表示などによっては、動物用医薬品等として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)に抵触する場合があります。

その判断については、下記ホームページに掲載している通知等をご覧下さい。

◇農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/pdf /pet_k_tuti.pdf

◇ペットフード公正取引協議会 http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html

ペットフードの基準・規格② ~製造方法の基準~

分 類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物 により汚染され、又はこれらの疑いがあ る原料又は材料を用いてはならない

ペットフードの基準・規格③ ~成分の規格~

水分10%として設定

分 類	物質等	基準値(μg/g)	備考
かび毒	アフラトキシンB1	0.02	
	デオキシニバレノール	犬2 猫1	
農薬	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
	グリホサート	15	
有害 物質	メラミン	2.5	

ペットフードの基準・規格③ ~成分の規格~

水分10%として設定

分類	物質等	基準値(μg/g)	備考
重金属等	カドミウム	1	
	鉛	3	
	砒素	15	
有機塩 素系化 合物	внс	0.01	α-BHC,β-BHC,γ-BHC,δ- BHCの合計量
	DDT	0.1	DDD,DDE,DDTの合計 量
	アルドリン・ディルドリン	0.01	アルト・リンとディルト・リンの合 計量
	エンドリン	0.01	
	ヘプタクロル・ヘプタク ロルエポキシド	0.01	へプタクロルとへプタクロルエポ キシドの合計量

ペットフードの基準・規格③ ~成分の規格~

水分10%として設定

分 類	物質等	基準値(g/t)	備考
添加物	エトキシキン・ BHA・BHT	150 (合計量)	犬用:エトキシキンは 75 g/t以下
	亜硝酸ナトリウム	100	

[※] 添加物の基準値の単位は、g/t(ペットフード1トン中の添加量(g))となっていますが、重金属や残留農薬の基準値の単位(μg/g)と濃度の割合は同じです。

野生獣肉を利用したペットフードに関する注意事項

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

- ・野生獣肉を利用して、安全なペットフードを製造するための製造管理の一例です。
- ・各工場の設備、品質管理体制等に合わせて製造管理を行ってください。

原料の受入れ



原料解凍時の検査



製造



出荷前の検査

- ✓ 弾等の異物混入防止のため、金属探知機を通した原料を受入れ
- ✓ 鮮度が良い原料(自社基準に基づき、止めさし後一定時間内に食 肉処理施設に搬入された原料)を受入れ ►
- ✓ 目視による確認
- ✓ 解凍時にドリップが多い原料は使用しない
- ✓ 解凍時に異臭がある原料は使用しない

微生物汚染や(鉛弾の場合)鉛の残留*2の可能性があるため、<u>銃弾の経路付近</u>の肉の使用は避けましょう。

- ✓ 寄生虫、細菌等の感染症リスク^{※1}に配慮し、
 - 肉の中心部まで<u>十分加熱</u>
- ✓ 工場内では微生物等による二次汚染を防ぐため、原料エリアと加 熱後エリアを区分け
- 「✓ 金属探知機による検査
- ✓ 微生物(特にサルモネラ菌)の検査
- ※1 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に 当たっては、十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。
- ※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値(3µg/g)が設定されています。

平成30年8月

ホームページのご案内

(http://www.maff.go.jp/index.html)



②「農林水産省/ペットフー ドの安全関係」をクリック

ベットフードの安全関係

www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfo

2016年6月21日 愛が石鉄協用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共 律」(ベットフード安全法)が施行されました。このページでは、ベットフードの製造、輸入、販売を... ラベル付き農林水産省

ペーキョーよぎんべき 表示に関するQ&A 申請・お問い合わせ 農林水産省について 会見・報道・広報 政策情報 統計情報 項目の表示を義務付けています。表示例は...

ホーム > 組織・政策 > 消費・安全 > ペットフードの安全関係(ペットフード安全法事業者のみなさま向けページ)

ペットフードの安全関係(ペットフード安全法事業者のみなさま向けページ)

最終更新日:平成28年6月21日

担当:消費·安全局畜水產安全管理課

愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共管で「愛がん動 物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が施行されました。

このページでは、ペットフードの製造、輸入、販売を行う事業者のみなさま向けに、ペットフード安全法の 概要、届出等に関するマニュアル、Q&A等を掲載しています。これらをご参照の上、ペットフード安全法 の遵守をお願いします。

qa/hyouji.html は、問題発生時に製品や原因を速やかに特定し、ベットの健康 被害

③「ペットフードの安全関 係トップページが表示